

幼稚園・保育所・認定こども園に  
おける特別支援教育充実  
ガイドブック



令和6年3月

岡山県教育庁特別支援教育課

## はじめに

岡山県においては、令和5年度から令和9年度までの5年間、第4次岡山県特別支援教育推進プランに基づき、共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システム構築の充実を図り、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

近年、特別な支援を必要とする児童生徒の割合は全国的に増加傾向にあり、幼児も例外ではありません。本県で毎年実施している県調査（県内の公立幼稚園・認定こども園（5歳児対象））では、各園で把握している特別な支援を必要とする幼児が一定数存在していることが分かっています。

このことを踏まえ、令和4年度からの2年間、県内の4つの市を指定し、就学前における特別支援教育を推進していくための園内支援体制整備の在り方について研究を行い、この度2年間の研究の成果をガイドブックとしてまとめました。

また、「障害者差別解消法」の改正により合理的配慮の提供は令和6年4月1日から事業者においても義務となります。このことを踏まえ、公立・私立問わず、全ての幼稚園・保育所・認定こども園においても合理的配慮についての理解を深め、実際に合理的配慮を提供し、評価・見直しを行いながら、その内容を次の進学先等に切れ目なく引き継いでいくことが求められています。

本ガイドブックが岡山県の幼稚園・保育所・認定こども園において、特別支援教育を推進するための体制整備の一助となることを願っています。

子どもたち一人一人の

笑顔のために



今、私たちにできること



# もくじ

ページ

1	特別支援教育の推進について . . . . .	1
2	園内の支援体制の構築について . . . . .	2
3	特別支援教育体制整備に係る年間の流れ（例） . . . . .	4
4	園内研修の内容や方法等について . . . . .	5
5	外部機関との連携について . . . . .	6
6	個別の教育支援計画・共通支援シートについて . . . . .	7
7	幼児の発達について . . . . .	8
8	発達障害について . . . . .	9
9	特別な支援が必要な幼児への対応について . . . . .	10
10	「集団の育ち」と「個の育ち」について . . . . .	12
11	多様な学びの場について . . . . .	13
12	特別支援学校や特別支援学級への就学について . . . . .	14
13	岡山県内の研究指定市の取組について . . . . .	15
	〔事例1 浅口市〕 支援員を含め全教職員で取り組む支援の在り方	
	〔事例2 高梁市〕 「ことばの教室」を含めた関係機関との連携を大切にした支援の在り方	
	〔事例3 備前市〕 小中学校・保護者との連携を大切にした就学の在り方	
	〔事例4 美作市〕 市全体で進めていく切れ目のない支援の引継ぎの在り方	
14	参考 . . . . .	19

園長・主任向け

特別支援教育コーディネーター向け

担任・支援員向け

# 1 特別支援教育の推進について



「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日 文部科学省）では、特別支援教育を推進するため、各学校園において次の体制の整備及び取組を行う必要があると示されています。特別支援教育の理念とともに確認しておきましょう。

## 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

## 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会（園内委員会）の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

体制の整備及び必要な取組を行うためには…

## 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、上記に記載している体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日 文部科学省）

園長のリーダーシップの下、園内体制を整備することは、教員等の特別支援教育に関する専門性を向上させ、「教育・保育の質の向上」につながります。



## 2 園内の支援体制の構築について



幼稚園等においては、園長のリーダーシップの下、全園的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児の実態把握や支援の検討等を行うことが必要です。そのために園長、主任保育士、特別支援教育コーディネーター、対象幼児の担任、学年主任、その他必要と思われる教職員で構成した、特別支援教育に関する園内委員会を設置することが重要です。

check!

### 園内支援体制の構築、できていますか？

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成29年3月 文部科学省)では、園長のリーダーシップの下、次のような体制を構築し、効果的に運用に努めるように示されています。自分の園ができていることに、チェックをしてみましょう。

※幼稚園等に対応するよう内容を一部抜粋及び改編しています。

- 園内委員会を設置して、幼児の実態把握を行い、園内全体で支援する体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターを指名し、園内分掌に明確に位置付ける。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、管理する。
- 全ての教職員に対して、特別支援教育に関する園内研修を実施したり、園外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努める。
- 教員以外のスタッフ(支援員、SC、SSW等)の活用を行い、園全体としての専門性を確保する。
- 幼児に対する合理的配慮[※1]の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための園内体制を整備する。

全ての項目にチェックがつくように、  
園内支援体制を構築しましょう!

次に、特別支援教育コーディネーターや園内委員会の役割を見てみましょう。



[※1]合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ① 学校園の設置者及び学校園が **必要かつ適当な変更・調整** を行うこと
- ② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に **個別に必要** とされるもの
- ③ 学校園の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの** と定義されています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」から  
※「学校」を「学校園」と一部表記を変更しています。

## 特別支援教育コーディネーターの役割

- 園内における役割
  - ・特別な支援を必要とする幼児について、園、家庭、地域などでのニーズの把握や情報共有
  - ・園内委員会や園内研修の企画・推進
  - ・担当が支援を検討・実施する際の助言など
- 外部の関係機関との連絡調整
  - ・関係機関の情報収集・整理、連絡調整
  - ・特別支援教育エキスパート[※2]、専門家チーム員[※3]との連携
- 保護者の相談窓口

## 園内委員会の役割

- 幼児の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- 教育上特別の支援を必要とする幼児に対する支援内容の検討  
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む)
- 教育上特別の支援を必要とする幼児の状態や支援内容の評価
- 障害による困難や支援内容に関する助言等を、特別支援教育エキスパート(又は専門家チーム員)に求めるかどうかの検討
- 特別支援教育に関する園内研修計画の企画・立案
- 教育上特別の支援を必要とする幼児を早期に発見するための仕組みづくり
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする幼児の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割

園内委員会で支援の必要性や方向性を決定することで、組織的かつ効果的な取組につながったり、全教職員が共通理解に基づく対応ができるようになっていたりしています。

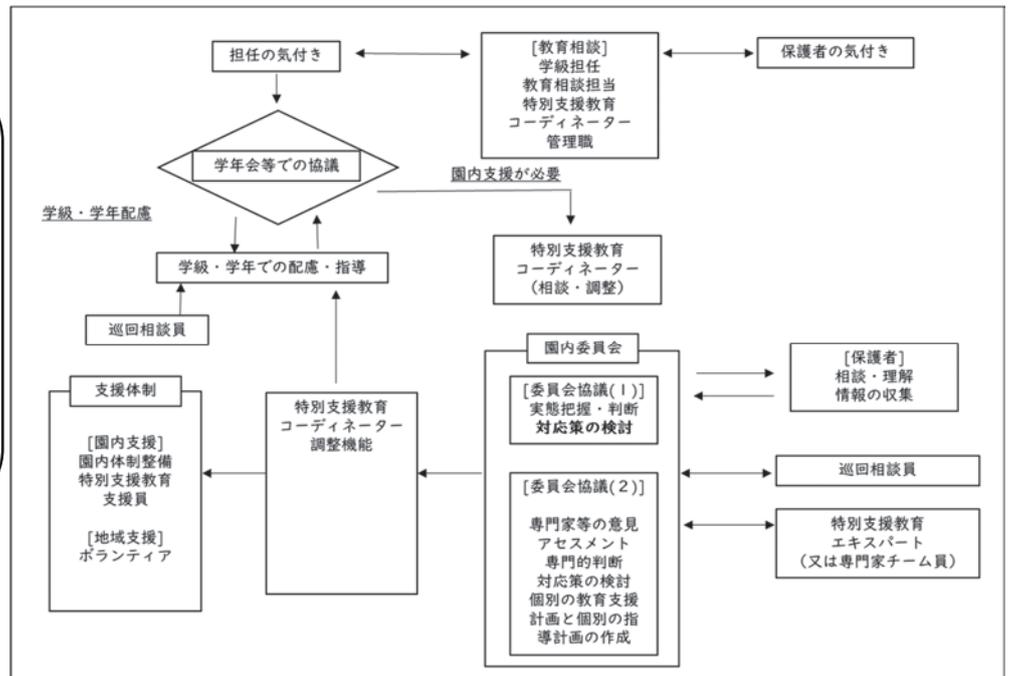


図 支援に至るまでの一般的な手順

[※2]特別支援教育エキスパートとは、岡山県教育委員会が実施している「特別支援教育エキスパート派遣事業」で活躍する専門性の高い特別支援学校教員のこと。特別支援学校のセンター的機能として、発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援ができるよう、学校園等における支援体制の充実を図るために、県内の全ての学校園等を対象に、指導・支援を行っている。

[※3]専門家チーム員とは、上記の「特別支援教育エキスパート派遣事業」におけるチームの構成員。発達障害、復学支援等に関する専門的知識及び経験を有する大学教員、医師、作業療法士等の専門家からなる。

### 3 特別支援教育体制整備に係る年間の流れ(例)

※は必要に応じて年間を通じて行うもの

	園の動き	特別支援教育コーディネーターの動き	市町村教育委員会の動き
4月	<input type="checkbox"/> 保護者に園だより等で特別支援教育コーディネーターの氏名と役割等をお知らせ(参考:P.20) <input type="checkbox"/> 園内委員会(支援方法等の検討)	<input type="checkbox"/> 引継ぎ資料の確認 <input type="checkbox"/> 幼児の実態把握 <input type="checkbox"/> 共通理解を行う場の設定 <input type="checkbox"/> 支援員との打合せ会※	<input type="checkbox"/> 園長会で就学の流れや仕組みについて説明 <input type="checkbox"/> 巡回相談の計画表の作成と通知
5月	<input type="checkbox"/> 園内研修(個別の教育支援計画)	<input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画の作成と見直しについて担任等に説明	<input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーター連絡会(時期や市町村の規模等によっては、他の校種の特別支援教育コーディネーターと合同で行うことも考えられる。)
6月	<input type="checkbox"/> 園内研修(〇歳児の育ち)	<input type="checkbox"/> 小学校訪問(卒園児の状況) <input type="checkbox"/> 巡回相談の要請※ <input type="checkbox"/> ケース会議の開催※	<input type="checkbox"/> 支援員への研修
7月	<input type="checkbox"/> 園内委員会(学びの場の検討)	<input type="checkbox"/> 個別懇談への同席※ <input type="checkbox"/> 特別支援教育エキスパートの要請※	<input type="checkbox"/> 教育支援委員会についての説明会 <input type="checkbox"/> 保幼小連絡会
8月	<input type="checkbox"/> 園内研修(特別な支援が必要な幼児への関わり方)	<input type="checkbox"/> 小学校訪問(小学校の特別支援教育コーディネーターとの情報交換)	<input type="checkbox"/> 保護者会 <input type="checkbox"/> 市町村主催研修会
9月	<input type="checkbox"/> 園内委員会(学びの場の検討)	<input type="checkbox"/> 教育支援委員会の資料作成の担任等への依頼と取りまとめ	<input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーター連絡会
10月	<input type="checkbox"/> 園内研修(運動会、発表会の時の支援と配慮)		<input type="checkbox"/> 市町村主催研修会
11月	<input type="checkbox"/> 就学時健康診断		<input type="checkbox"/> 教育支援委員会
12月	<input type="checkbox"/> 園内研修(事例検討会)	<input type="checkbox"/> 個別懇談への同席※	
1月	<input type="checkbox"/> 小学校体験入学		<input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーター連絡会
2月	<input type="checkbox"/> 入園説明会で合理的配慮の申し出について説明		
3月	<input type="checkbox"/> 保幼小連絡会	<input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画の評価 <input type="checkbox"/> 資料の整理と引継ぎ準備	



園長・主任・特別支援教育コーディネーター等の役割分担  
市町村が開催する研修と園内研修の内容や時期の調整  
小学校、特別支援学校、社会福祉部局、保護者等との連携を行うことで、効果的かつ効率的な園内支援体制が構築できます。

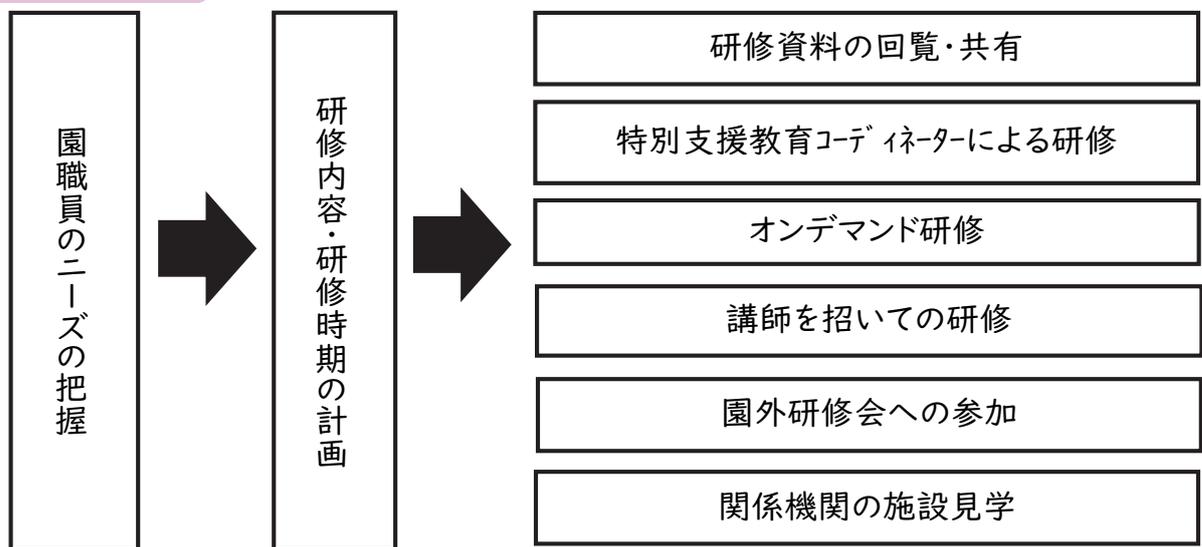
## 4 園内研修の内容や方法等について

### 研修内容の例

- 3歳児、4歳児、5歳児の育ちと支援
- 特別な支援が必要な幼児への具体的な対応
- 発達障害の特性理解と支援
- 発達心理学、行動分析等を生かした支援方法
- エピソードを持ち寄った事例検討
- 個別の教育支援計画・共通支援シートの作成、活用、引継ぎ
- 小学校、特別支援学校への就学の仕組み
- 関係機関との連携（施設見学や講師を招いての研修を含む）
- 保護者支援
- 県、市町村等が開催する研修に係る園内での伝達講習 等



### 研修方法の例



### 研修時間の例

#### 午睡の時間

- ・オンデマンド動画の視聴
- ・短時間の研修
- ・研修資料の説明

#### 長期休業、研修日

- ・事例検討会
- ・講師を招いての研修
- ・関係機関の施設見学



ニーズ、内容、時間に合った研修を企画しましょう！

「研修機会の確保」の事例はP.15へ

### コラム① こんな工夫が！

ある園では、園長先生が講師として園内の職員に向けて研修を行うと同時に、その研修の内容をオンラインで市内の全園に配信し、市内合同の研修会として実施したことで、市内全体で1つのテーマについて理解を深め、専門性の向上を図ることができました。

また、その他にもオンデマンド研修を行った際に、「動画を視聴して終わり」にするのではなく、「動画を見て感じたこと」「動画から得た知見を今後どのように保育に生かすか」等を付箋に書き込んで他の職員と共有する等、園全体で研修内容を共有できる仕組みを作り、研修したことを保育に生かす工夫をしている園もあります。



## 5 外部機関との連携について



特別な支援が必要な子どもの育ちを切れ目なく支えていくためには、園だけでなくチームで支えていくことが重要です。チームのメンバーとして、次のような機関が考えられます。

### 特別支援学校(特別支援教育エキスパート)

特別支援学校には、地域の学校園等の特別支援教育に関する相談に応じたり、情報提供を行ったりするなど、地域の特別支援教育を推進するためのセンター的機能を果たすという役割があります。気になる子どもに対する支援について相談したり、ケース会議への参加を依頼し専門的な立場から意見を言ってもらうこともできます。園内研修の講師として依頼することもできます。

「特別支援学校との連携」の事例はP.16へ

### 小学校

小学校にも特別支援教育コーディネーターがおり、子どもの障害に対する教職員の理解を深めたり、一人一人の子どものニーズに応じた教育を行うため、その小学校の中心となって校内研修の企画・運営や教育相談の窓口などの役割を担っています。小学校での生活や学習について知りたいことがあれば、小学校の特別支援教育コーディネーターと連携するとよいでしょう。

「他校種との連携」の事例はP.17へ

### 市町村教育委員会

就学先の決定に当たって、本人・保護者と合意形成を図り、最終的に就学する学校を決定するのは、市町村教育委員会です。子どもの可能性を最も伸長することができる学びの場に就学するためには、早期からの相談、十分な情報提供が必要です。就学について気になることがあれば、市町村教育委員会と連携をとりましょう。

### 社会福祉部局・療育機関・医療機関等

乳幼児期から成人期まで先を見通した支援を行うためにも、市町村の社会福祉部局、子どもが利用している療育機関、医療機関等との連携も大切です。

### コラム② こんな連携先も!

ある園では、特別な支援が必要な子どもの支援について、保護者とうまく連携がとれなくて困っていました。そこで、園が連携先として白羽の矢を立てたのは保健師でした。対象児を産まれた時から知っているだけでなく、保護者や地域のことも良く知っている保健師と連携することで、保護者と連携がとりやすくなり、支援の幅が広がったそうです。



## 6 個別の教育支援計画・共通支援シートについて

実際のシートは  
P.19へ!



個別の教育支援計画とは障害のある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される計画のことです。個別の教育支援計画と同じ機能をもつ文書として共通支援シートを作成している地域もあります。

次の点に気をつけて、個別の教育支援計画や共通支援シートを作成、活用しましょう。

### 保護者に作成の意図を伝えましょう

個別の教育支援計画等の作成に当たっては、個別の教育支援計画等が果たす役割を保護者に説明し、理解を得た上で作成することが大切です。個別の教育支援計画等を作成、引き継いでいくことが子どもにもたらす利点を丁寧に伝えましょう。また、作成する際には、本人や保護者の願いも反映し、作成した内容について、保護者と情報共有をしておきましょう。

### チームで内容を確認しましょう

まずは、担任と特別支援教育コーディネーターが協力し、個別の教育支援計画等を作成しましょう。その後、対象園児に関わる全ての教職員で、修正箇所や追記すべき事項がないか確認しましょう。対象園児に関わる全ての教職員がその内容を理解した上で支援に当たることが大切です。気付いたことや必要な支援が変わった場合など、変化があった場合は追記をしましょう。個別懇談やケース会議などで、話し合った内容などを記録しておきましょう。

### 引継ぎましょう

保護者の同意の下、作成した個別の教育支援計画等は、必ず次の就学先へ引き継ぎましょう。園で行っていた支援を就学先に引き継ぐことで、新しい生活のスタートをスムーズに切ることができるでしょう。

「共通支援シート」の  
事例はP.18へ

### コラム③

#### こんな引継ぎの方法も!

ある市町村では、引継ぎの際に、個別の教育支援計画等を渡すだけではなく、小学校の先生に園に来てもらい、園での様子を見てもらうそうです。また、小学校に入学後、園の先生が卒園した園児の姿を見に小学校を訪問し、改めて必要な支援について情報交換するそうです。小学校は新入生の様子がよく分かり、園は小学生になった卒園児の姿から、園での教育を考える機会となっているそうです。



## 7 幼児の発達について



特別な支援が必要な子どもに対する支援を考えるとき、丁寧な実態把握が欠かせません。その際、同年齢の子どもの育ちの特徴を知っておくことが必要です。遊びの中で見られる3歳～5歳児の育ちの特徴を見てみましょう。

	3歳	4歳	5歳
実行機能 (かくれんぼ)	名前を呼ぶとついつい答える。	隠れることができるが、自分から出てくる。	名前を呼んでもじっとしてられる。
仲間意識 (おにごっこ)	オニと自分の一対一のやりとりを楽しむ。	オニから逃げるが、コ役がだんごにかたまる。	オニと絶妙に距離をとりつつ、コ役とも同じく距離をとれる。
ルールの理解 (仲間入り)	いつの間にか、遊びに入っている。	「入れて」とはいうが、いつの間にか出て行っている。また、仲間が分かりにくい。	「入れて」「いいよ」というやりとりで入る。出ていくときは、「やめるね」「冒険に行ってくる」など、終わりを告げる。
役割の理解 (お店屋さん)	「いらっしゃいませ」の掛け声を楽しむなどふりを楽しむ。	お金を作ろうとする。おつりを渡そうとする。	売り手・作り手・宣伝などの分業ができる。ポイントカードを発行するなど、大人の世界を正確に再現する。
音韻意識の発達 (しりとり遊び)	大人が語頭を伝えたと単語を探せる。	大人が、語尾を強調すると、単語を探せる。	大人の存在がなくても、遊びを続けられる。
文字への関心 (絵本の読み聞かせ)	絵本の絵を楽しむ。	自分の名前の一部など、知っている文字を絵本の中に発見することができる。	お手紙を渡したい思いが芽生え、文字への関心がより明確になる。
算数への関心 (三角の大きさの比較)	直感的に大小を判断できる。	縦と横の一方に着目し、2つの三角形を比較するが不正解が多くなる。	縦と横に着目し、2つの三角形を重ねて、正確に大小を判断できる。
絵での表現 (お絵描き)	頭と足がくっついた頭足人を描く。	様々なものを描こうとし、それについてのお話ができる。	家、木、太陽、山、花などに見られる記号的(図式的な)要素が描かれる。画面には上下左右ができ、地面にベースラインが引かれる。

(就学前からの発達支援事業連絡協議会(2019.11実施) ノートルダム清心女子大学 教授 湯澤美紀 氏 講義資料)

## 8 発達障害について



前のページで示しているような幼児の発達段階を理解した上で、発達障害の特徴を抑えておくと、より適切な支援が考えられると思います。

発達障害は、生まれながらにもつ脳機能の発達に関連して起こる障害のことで、その症状が通常低年齢で発現するものと定義されており、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害（LD）、チック症、吃音などが含まれます。

障害名	特徴
自閉スペクトラム症（ASD）	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニケーションの場面で、言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互にやり取りをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手</li><li>・特定のことに強い関心をもっていたり、こだわりが強かったりする</li><li>・感覚の過敏さがある場合がある</li></ul>
注意欠如・多動症（ADHD）	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達年齢に比べて、落ち着きがない、待てない（多動性-衝動性）、注意が持続しにくい、作業にミスが多い（不注意がある）</li><li>・多動性-衝動性と不注意の両方が認められる場合も、いずれか一方が認められる場合もある</li></ul>
学習障害（LD）	<ul style="list-style-type: none"><li>・全般的な知能的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなどの特定の学習のみに困難がある</li></ul>
チック症	<ul style="list-style-type: none"><li>・思わず起こってしまう素早い身体の動きや発声のこと</li><li>・まばたきや咳払いなどの運動チックや音声チックが一時的に表れることは多くの子どもにあるが、1年以上にわたり強く持続し、日常生活に支障を来すほどになることがあり、その場合はトゥレット症と呼ばれる</li></ul>
吃音	<ul style="list-style-type: none"><li>・滑らかに話すことができない状態のこと</li><li>・音を繰り返したり、音が伸びたり、なかなか話し出せないといった様々な症状がある</li></ul>

発達障害があっても、本人や家族・周囲の人が特性に応じた日常生活や園での過ごし方を工夫・支援することで、持っている力を生かしやすくなったり、日常生活の困難を軽減させたりすることができます。



# 9 特別な支援が必要な幼児への対応について

## 行動の背景を考える

表面に見える部分

表面に見えにくい部分



## 行動の記録をとる

園で見られる子どもの不適切な行動に対して、応急的な対応では解決しない場合があります。その行動の背景にある要因は何かを分析することが大切です。個別の教育支援計画等、前学年の担任等との連携により見えてくる部分もあります。

### ポイント

- 2週間程度記録をとってみます。
- 時間帯、活動内容、曜日によって傾向が分かることもあります。
- 保育週案に記録しても良いです。
- 関係機関や保護者と連携する際の資料にもなります。

月	火	水	木	金
10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日
◎○ ▲ 活動等				
朝の活動	朝の活動	朝の活動	朝の活動	朝の活動
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
給食	給食	給食	給食	給食
午睡	午睡	午睡	午睡	午睡
5	5	5	5	5
ト	ト	ト	ト	ト

他にも、週指導計画等にも日々子どもの様子を記録されていると思います。P.21には、週指導計画の例を載せています。



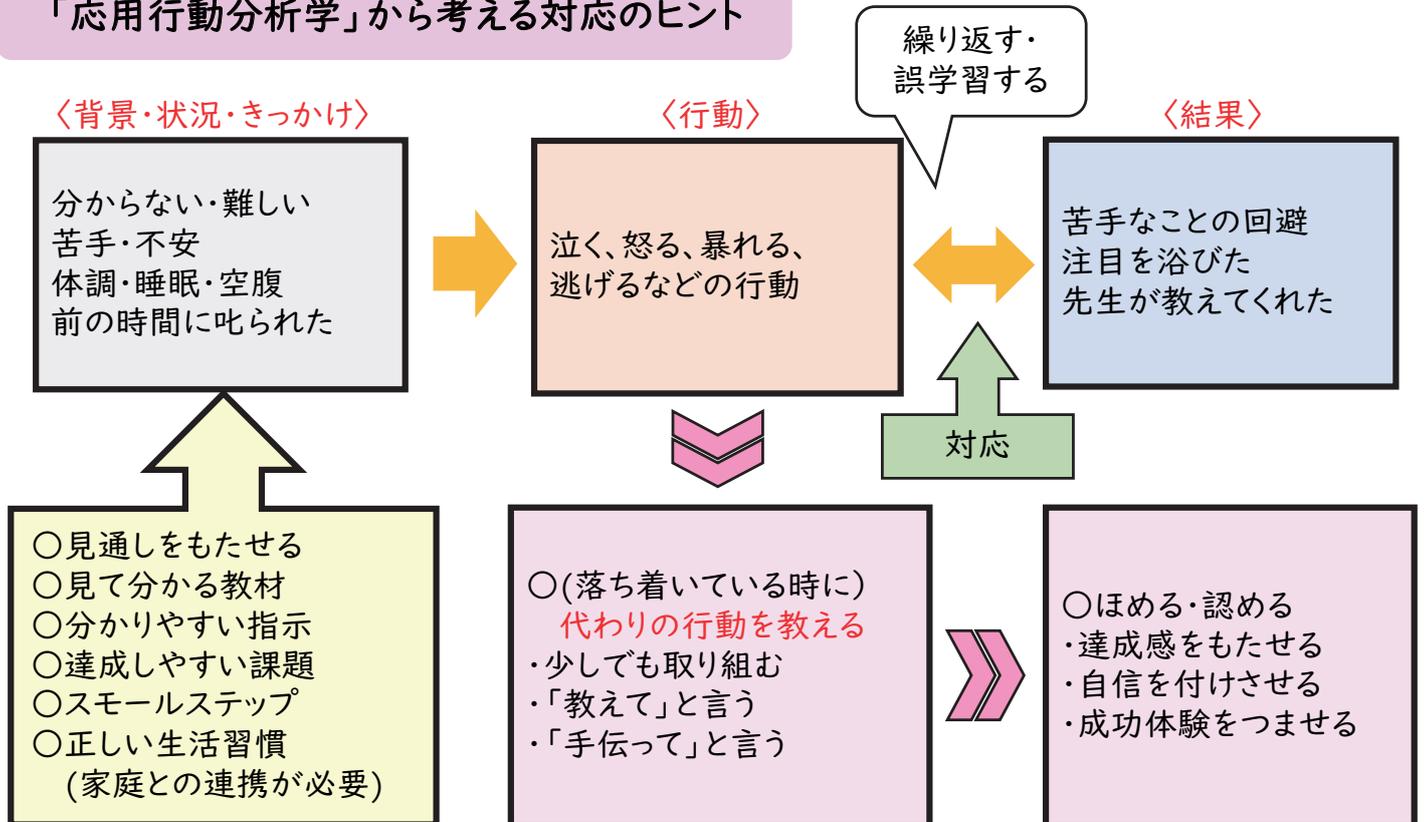
## 「構造化」から考える対応のヒント

「構造化」「応用行動分析学」についてもっと知りたい方は、岡山県幼児教育センターの動画をみてください！→最後のページへ

- ①物理的構造化…その場が何をやる場か確認する。  
(環境)
- ②時間の構造化…次に何をやるのか分かりやすく伝える。  
(スケジュール)
- ③活動の構造化…何を、どのくらい、どのように行えばよいかを分かりやすくする。  
(アクティビティ)



## 「応用行動分析学」から考える対応のヒント



- 行動に至るまでの背景、状況を分析する。
- 落ち着いている時に代わりの適切な行動を教える。
- 教職員・園全体の関わり方を見直す(園全体で統一を!)

## 10 「集団の育ち」と「個の育ち」について

気になる子どもがいると、ついついその子どもに対する支援にのみ目が向きがちですが、「特別支援教育」においても集団への指導のあり方を考え、集団の育ちを促すことはとても大切です。



### 分かる・できる工夫の例



**全体への説明**  
図を描きながら、  
短い言葉で説明



**自分で確認**  
いつでも、どこでも  
自分で確認できる



**自分で選ぶ**  
必要なものや場所を  
自分で選ぶことができる

※就学前の特別支援教育で大切なこと先生編より一部抜粋



どの子どもにとっても分かりやすい環境を考えてみませんか。その上で、必要なことは子どもたちに問いかけ、考えさせる。そうすることで、子どもたちは主体的に動き、考え、育っていきます。集団が育つことが、特別な支援が必要な子どもたちの個の育ちにもつながります。

### コラム④ 問いかけ、声かけ一つで子どもが変わる

2月上旬。ある園の5歳児のクラスでのこと。担任の先生と子どもたちの間でこんなやり取りがありました。

担任：次の活動は遊戯室でします。だから、時計の長い針が7になったら移動したいんだけど、そのためにいつから今の活動の片付けをしたらいいかな？

子どもたち：5かな。

担任：5からは片付けをするだけ？

子どもたち：トイレにも行かんといけん。

担任：それでも5で間に合いそう？

子どもたち：うん！



このようなやり取りをした後に、それぞれの活動に入る子どもたち。約束の時間になった瞬間、ある子が「あっ！片付けよう。」と一言。すると、何人かが片付け始め、しばらくすると全員が片付けを始めました。そして、トイレを済ませて必要なものを持って自分たちで廊下に並び、時間通りに移動する子どもたち。特別な支援を必要とする幼児もみんなの動きをみて自分で動くことができていました。まさに集団の育ちが個の育ちにもつながる場面で感激しました。

担任の先生に話を聞くと、どの子どもにも分かりやすい環境を整えるとともに、1年間を通して子どもたちに問いかけ考えさせることで集団としても個としても育ってきていると言われていました。

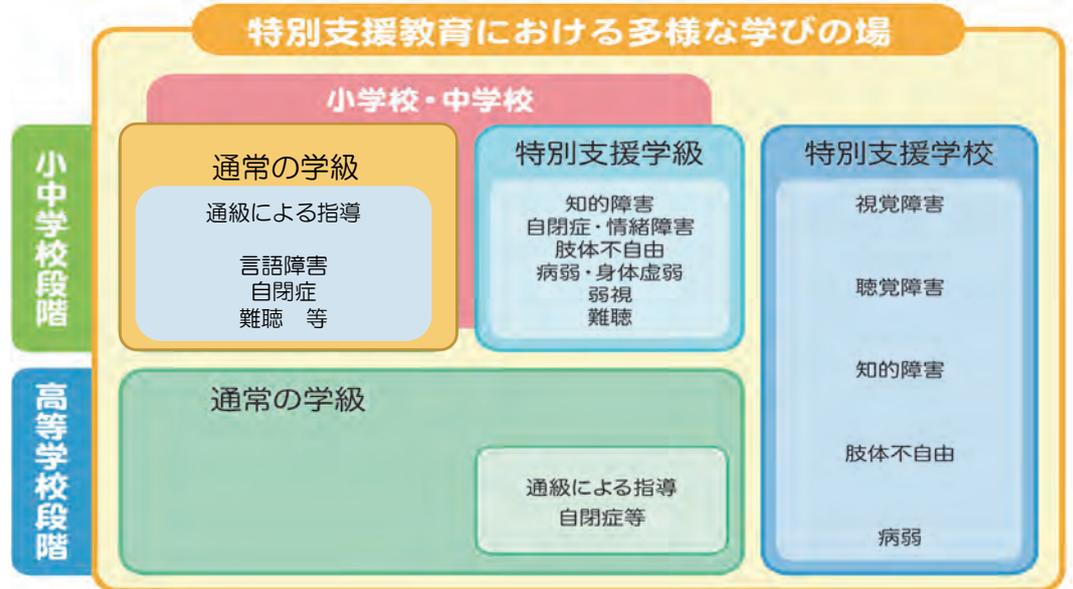


# 11 多様な学びの場について

子どもの状態や教育的ニーズに応じ、最も適切な場所で学ぶことができるよう「多様な学びの場」があります。



それぞれの学びの場の特徴について見てみましょう！



## 特別支援学校



障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

## 特別支援学級



小・中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。自立活動や各教科等を合わせた指導など、児童生徒の教育的ニーズに対応した教育を行います。

## 通級による指導



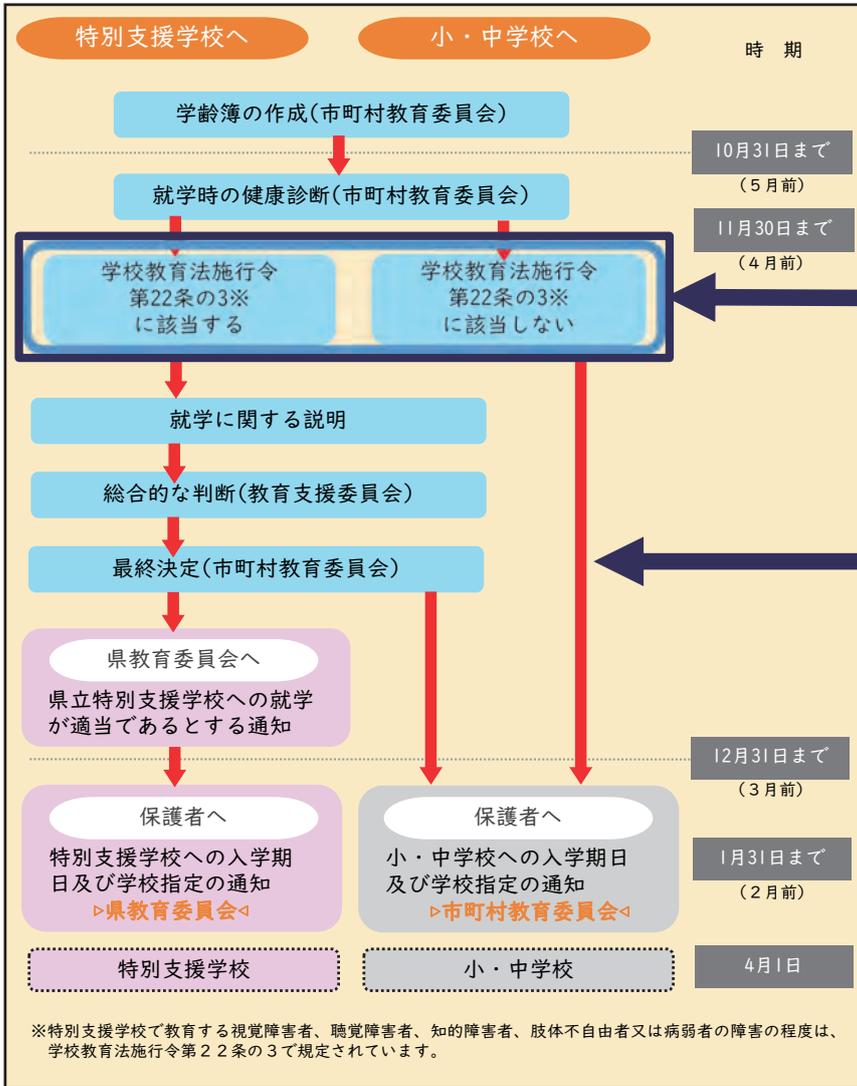
小・中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行います。その際、「特別の教育課程」を組み、障害による困難を改善・克服する指導を行います。

それぞれの学びの場でどのような教育が行われているのかを知ることがとても大切です。特別支援学校や小学校で授業見学をしてみるのもいいでしょう。就学先でどのような教育が行われているのかを知ることが、園での教育のヒントになることもあります。



# 12 特別支援学校や特別支援学級への就学について

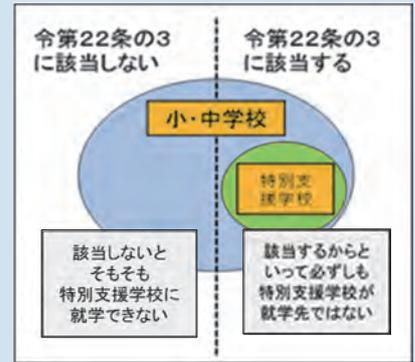
特別支援学校や特別支援学級の対象となる子どもの障害の種類や程度は、それぞれ定められています。保護者や教育、医学等の専門家の意見を聞きながら、市町村教育委員会が総合的に判断し、適切な就学先を検討します。



## 特別支援学校の就学基準とは (学校教育法施行令第22条の3)

視覚障害 聴覚障害 知的障害  
肢体不自由 病弱

5つの障害種それぞれに基準が決められています



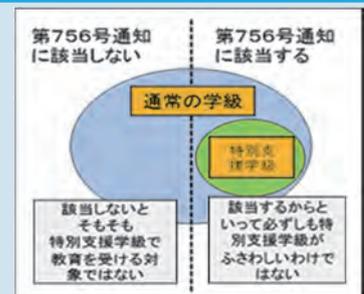
就学基準は就学の必要条件であり、総合的判断の時の判断基準の一つとなります。



## 特別支援学級の就学基準とは(25文科初第756号通知)

知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱  
弱視 難聴 言語障害 自閉症・情緒障害

7つの障害種それぞれに基準が決められています



就学基準に該当したら、そのまま就学先が決まるというわけではありません。詳しくは、「適切な教育支援を行うために～子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年11月岡山県教育庁特別支援教育課）」を参考にしてください。



## 13 岡山県内の研究指定市の取組について

### 【事例1 浅口市】支援員を含め全教職員で取り組む支援の在り方

#### 療育機関との連携について

##### ◆療育機関の担当者による園訪問

それぞれの施設の担当者が年数回、園での子どもの様子を参観し、その後担任等と面談を行っている。

##### ◆療育機関の見学

園から施設を訪問し、施設での子どもの様子を参観し、環境構成等の工夫なども共有している。また、療育機関が作成した指導計画を基に話し合い、互いに連携しながらそれぞれの役割を確認して、個別の支援の在り方を探っている。

療育機関を訪問する時は、事前に保護者の了解を得て訪問するようにしている。保護者は園と療育機関が連携することでより安心感をもち、子どもの様子もさらに詳しく伝えてくれるようになったと感じている。



#### 研修機会の確保について

##### ◆課題

- ・朝7時から夕方7時ぐらいまで、一日中子どもたちが園で過ごしている状況や、職員の勤務体制上、全職員が一堂にそろうことや研修時間を確保することに困難さがある。
- ・特別支援教育に関する研修などを全職員で受けられない状況がある。

##### ◆課題に向けた取組

- ・岡山県幼児教育センター研修動画サイトe-ラーニングの活用  
→動画の時間は10分程度の長さであり、回を分けて研修することができた。
- ・市の各研修の活用
- ・特別支援教育エキスパート派遣事業の活用  
年間2~3回研修を行った。その時の講話を録画し、数回に分けて全ての職員で研修をした。  
※保育教諭・支援員等全ての職員が研修を受けることで、専門性の向上につながった。



#### 支援員との連携について

##### ◆取組:「支援員さんノート」の活用

子どもたちへのより適切な支援の在り方を目指して、支援員との情報共有、連携の一助として活用している。

##### ◆取組についてのアンケートの実施

2学期終了時に担任、支援員へアンケートを実施した。その結果、無理なく取組め、支援員と担任等がより連携を密にできるように改善しながら進められていることが分かった。

##### ◆取組の良さ

- ・「支援員さんノート」は、全ての保育者がいつでも見ることができる。
- ・担任等が気付けなかったり確認できなかったりする子どもたちの様子を園全体で共有することができる。
- ・そのため、子どもたちを認めたり励ましたりすることにつながり、子どもたちに自信を持たせたり意欲を高めたりすることができるようになってきている。
- ・支援員は、支援の仕方等で確認することや困っていることなども改めてノートに書くことで解決に向けて一緒に相談するきっかけになっている。



## 【事例2 高梁市】「ことばの教室」を含めた

### 関係機関との連携を大切にした支援の在り方

#### 通級指導教室「ことばの教室」の充実について

- ◆ **高梁幼稚園に就学前通級指導教室「ことばの教室」を設置（平成8年度より）**
  - ・対象：高梁市内の幼稚園、保育園、こども園の3～5歳児クラスの言語障害のある幼児
  - ・担当者：専任職員2名
  - ・一人につき、毎週又は隔週で1回約40分の構音障害、吃音、言葉の遅れ等の指導
  - ・指導後、保護者に指導経過等を伝達（定期的にタブレットも使用）
  - ・毎学期末に、在籍園に指導の経過を伝え、情報の共有
- ◆ **ことばの教室連絡会の開催と関係機関との連携**
  - ・回数：年に2回
  - ・参加者：小学校ことばの教室担当者、通級児の在籍園職員、市内の就学前園の職員、療育機関、保健師、教育委員会
  - ・協議内容：就学前や小学校のことばの教室での指導や運営の状況、指導教室やプレイルームの見学、在籍園の担任との面談



#### 専門機関、関係機関との連携について

- ◆ **県教育委員会と市教育委員会の事業の活用**
  - ・県教育庁特別支援教育課：特別支援教育エキスパート派遣事業
  - ・市教育委員会：特別支援教育巡回相談事業
  - ・それぞれの事業を活用し、専門的な立場から重度障害児や発達障害児等の指導・支援の在り方や園内体制づくりについて指導・助言を受けている。
  - ・肢体不自由や知的障害、発達障害等の障害種に応じた指導方法、合理的配慮、環境構成等
  - ・就学予定先の小学校職員も参加し、情報共有と指導・支援についての連携を図っている。
- ◆ **園・療育機関・行政機関との連携会議の開催**
  - ・目的：個々の支援が必要な幼児に対して個別の指導・支援を適切かつ効果的に進めるため。
  - ・スクラム会議（対象児ごとに2～3回／年）：対象児の保護者、園長、担任、特別支援教育コーディネーター、療育機関、保健師、教育委員会が参加（5歳児の場合は移行支援会議として、就学予定先の小学校や特別支援学校の職員も参加）
  - ・情報交換会（各園で2回／年）：園、療育機関、保健師、教育委員会が参加し、療育機関を利用していない対象児の情報共有と指導・支援の在り方について協議

#### 園内体制づくりについて

- ◆ **園内研修の計画的な実施**
  - ・幼稚園では、降園後に職員研修の時間を確保しやすく、計画的に園内研修を実施できる。
  - ・園内研修年間計画を作成し、その中に特別支援教育の研修を明確に位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心に継続的・計画的に全職員対象で実施している。
  - ・内容：個と集団の育ちを大切にインクルーシブ教育、環境構成についての保育WEBやワークショップ、振り返りシートを活用した評価、評価シートを活用した幼児理解と支援の振り返り、個別支援シートの見直し等
- ◆ **カンファレンスの実施**
  - 毎日、降園後、短時間で保育カンファレンスを実施し、職員間でその日の幼児の様子や保育についての情報交換や翌日の保育の打ち合わせなどを行っている。
- ◆ **保護者との情報共有**
  - 毎日、保護者が送迎で来園する時に、個別に保護者と会話する場を重要な情報共有の機会と捉えている。また、定期的な個別懇談・保育相談を計画的に実施している。

## 【事例3 備前市】小中学校・保護者との連携を大切にした就学の在り方

### 近隣の小・中学校との連携について

#### ◆こども園、小学校、中学校を含めた校舎長会の実施

各校種もち回りで開催会場を提供し合い、幼児、児童、生徒の情報交換を行うことで、現状や実態を理解でき、相互に話せる信頼関係につながってきた。

#### ◆公開保育や巡回指導を活用した連携

・情報の共有をしていくことでスムーズな就学につながっている。

小中学校の教諭(管理職を含む): 参観日や巡回指導、長期休業を利用した公開保育、『就学に向けての引継ぎシート』を活用

小学校の特別支援教育コーディネーター: 学期毎の特別支援教育コーディネーター会での保育参観

#### ◆こども園、小学校、中学校合同特別支援教育研修会の実施

・実施回数: 年に1回程度

・効果: 学校園が共通理解のもと特別支援教育に取り組むことができた。

#### ◆5歳児と小学校5年生との交流

小学校の校庭で5年生と一緒に遊んだり、校内探検をしたりするなど計画的に交流を行うことで、特性により新しい環境や人に対して不安がある幼児も、小学校や上級生・教員を身近に感じることができた。

### 保護者と共に考える就学相談について

特別支援教育コーディネーターの役割の明確化を図ったことで、保護者や外部との連携を含め職員間での話し合いができ、共通理解を基に保護者への支援がスムーズに行えるようになった。

#### ◆子育てに不安がある保護者へ心がけていること

保護者との会話等の中で、子育てについての不安が感じられた時には、タイミングを逃さず保護者に寄りそう。必要に応じて、市の関係課と連携を取り、ケース会議を行い、保護者へそれぞれの専門性を活かした継続的な関わりができるようにする。

#### ◆子どもの困り感を保護者に伝えたい場合

保護者がイメージできるように、園と家庭で同じ場面(生活・遊び)を選んで具体的な話をしたり、『いつでも参観日』を設けたりして、普段の集団の場での姿を見てもらうことで、子どもの困り感に気づき、子どもにとってより良い方策を探る話し合いの場ができた。

#### ◆家族の理解がほしい保護者への支援

不安を抱えている保護者にとって、祖父母等(以下「家族」という。)の理解を得ることは重要である。家族の思いを具体的に聞き取り、その家庭へ考えられる支援をしている。また、特別支援教育コーディネーターは、外部機関の紹介をし、今後の見通しが立てられるよう保護者(家族も含む)と一緒に、教育相談や施設見学に家族も同行することで、保護者の不安を取り除いている。



### 発達段階の特性を踏まえた個別の教育支援計画の作成について

#### ◆個別の教育支援計画等の作成や引継ぎの実施

・子どもの姿の欄は、担任の困り感ではなく、現在(学期)対象児が困っている事や特性、職員間で共有したいことなどにポイントを絞って記載する。

・支援方法欄には、実際に行う具体的な支援が対象児のやる気や達成感につながるように、

対象児が見通しを持てたり次の行動を促すきっかけとなったりする言葉

失敗したことに着目せず、反省できたことに目を向けられるような支援

対象児の得意分野や良いところ、好きなことを見つけ、活動につなげていく支援

を記載する。

・園内委員会を学期毎に開催し、個別の教育支援計画等を作成・見直しを行う。

それを基に懇談等で幼児の成長や課題について保護者と共通理解をしていく。

・次年度の学年への引継ぎ時には個別の教育支援計画等を利用し、転勤があった職員も含め新旧の担任や支援員が直接引継ぎの場を持つことで、継続的な支援につなげていく。

#### ◆市の就学前教育研修(臨床発達心理士の巡回指導)の実施

・担任のみでなく支援員、他クラス担任も参加することで多面的に幼児をみとることができた。

・臨床発達心理士が実際支援を必要としている対象児の行動観察を行い、支援の方向や方法について助言をしてもらう。

・個別の指導計画等・就学に向けての引継ぎシートの見直しをする。

ポイント①クラスの目標を意識しながら、対象児の良さを伸ばせる個の目標設定であるか。

②就学後に必要な指導及び支援欄の小学校の活動区分(登下校、休み時間、教材・教具)が園生活のどの場面で対象児のどの姿なのか。

## 【事例4 美作市】市全体で進めていく

### 切れ目のない支援の引継ぎの在り方

#### 共通支援シートの引継ぎと活用について

共通支援シートとは、特別な支援を必要とする子どもへのより良い支援方法を探るため、支援者間で共有するためのシートで、市内統一様式を使用しており、シートAとシートBがある。

共通支援シートA  
(担当保健師が作成)

共通支援シートB  
(担任が作成)

市内共有フォルダ内でデータ管理

共通支援シートを「個別の教育支援計画・個別の指導計画」「巡回指導用シート」「教育支援委員会資料」「引継ぎ資料」として活用。その他、ケース会議や支援者会議、園内委員会、園内研修の資料としても活用。

引継ぎ用シートで、「大切にしてきたこと・支援のポイント」「進級・就学に向けて」を記入して次年度へ引き継ぐ

【ポイント1】出産後からの子どもの育ちを共有できる。

【ポイント2】最新情報をいつでも共有できる。

【ポイント3】事務の効率化を図ることができる。

【ポイント4】次年度の学年・学校へ切れ目のない支援を引き継ぐ資料となる。

#### 巡回相談の充実について

巡回相談とは、園からの依頼を受けた美作市発達支援センターの巡回スタッフが、支援を必要とする子どもの行動観察を行った後、園との意見交換を行い子どもへの見立てを統一し、一貫した適切な支援につなげることを目的に実施するものである。

##### 巡回相談の流れ

- ① 園から美作市発達支援センターへ申し込み
- ② 対象児の共通支援シート(巡回相談用)を巡回スタッフにデータ送付
- ③ 巡回スタッフによる対象児の行動観察
- ④ 対象園でケースカンファレンスを実施
- ⑤ カンファレンス内容を共通支援シートに追記
- ⑥ 見立てに応じた支援の実施
- ⑦ 必要に応じて、継続相談

##### 巡回相談チームスタッフ

発達支援センター心理士、保育士、地区担当保健師、専門相談員(県立特別支援学校教員経験者)、教育委員会指導保育士

##### ケースカンファレンス参加者

巡回相談チームスタッフ、園長、特別支援教育コーディネーター、クラス担任、当日参加可能な職員

【ポイント1】具体的な子どもの姿や現在実施している支援方法、相談内容を記入した共通支援シートを事前に提出することで、園の見立てへの迷いや困り感を共有したうえで巡回相談を実施し、チームスタッフ内で意見を出し合い、適切な支援につなげることができる。

【ポイント2】巡回スタッフに専門相談員が配置されていることで、より具体的な支援方法につなげることができる。また、担当保健師が参加することで保護者とのつながりが持ちやすい。

【ポイント3】当日参加可能な園内の職員がカンファレンスに参加して、内容を共有することで、対象児への支援方法の共有及び職員のスキルアップの場とすることができる。

# (参考) 美作市の共通支援シートの例

## 共通支援シートA

〇〇市

氏名	性別	生年月日
保護者氏名	男	平成 ●年 ●月 ●日 生
住所	連絡先	XXXXXXXX-XXXX
在籍園	保育園	(期間: H. ●●. ●●. ●● ~)
診断名	目録型スペクトラム、軽度知的障害	(診断日: H. ●●. ●●. ●●)
手帳等	有(療育・身体)	(日 年 月 日 交付)
発達・知的検査	実施年月日	●●年 ●●月 ●●日
	年齢	●●歳 ●●ヵ月
	検査機関	
	検査結果	
検査を受けた経緯	家庭からの要望か園や学校から勧められたか 検査を受ける気になった経緯	
検査結果に対する親の受け止め	結果から親はどの様に感じているのか 子どもの困り感などの理解把握し、今後の療育 など考えているか	
家族状況(配慮点)	家族の子に対するかわり方や育児に対する考え方、夫婦関係、仕事、健康状態、兄弟関係、同居の家族以外に支援が求められるところの有無などを参考と思われること	
健康受診の状況	受診日	結果
1歳6ヶ月健診	受診日: H. ●●. ●●. ●● 経過観察	受診の有無、その時の児の様子、母の様子、家族間での育児の様子、気になる場面 心理相談を受けた場合は様子と結果
2歳児育児相談	受診日: H. ●●. ●●. ●● 必要も記入	
3歳児健診	受診日: H. ●●. ●●. ●● 要支援	
医療・療育機関等	支援機関/担当者/連絡先 Kホスピタル (受診日: H27. 3. 3)	支援内容・声見等
	療育機関 (期間: H. ●●. ●●. ●● ~)	受診の内容、所重、その後の受診経過、療育の有無
	美作市巡回相談 (期間: 平成●●年●●月●日 ~ 現在)	相談事業所、担当者、療育の経過、療育の目的
	ここに相談 (期間: 平成●●年●●月●日 ~)	最近の相談で支援の方向性や発達課題が出ている部分を記入 相談で5からの意見、家族の受け止めや気持ち、療育等に勝っているか 相談後の支援についての方向は

作成担当: 保健 花子 (保健師)

作成日: 令和 ●年 ●月 ●日

## 【巡回相談用】

## 共通支援シートB

〇〇市

氏名: ( 歳

氏名: ( 歳

せいいかつ・その他	コミュニケーション(対人) 行動(好きなこと/きらいなこと)
実態について	出来ている事、得意(好き)な事 気になる事やおこる場面など具体的にあげる 例) 出来る出来ないではなく → スポーンは好きやすべると自分からはこうとすることが増えてきた → ~の場面は苦手だが~の場面では楽しく参加している
幼稚園 保育所等から	年間的な目標ではなく現状でつきたい力 達成しやすい短期目標に設定 兄にあった具体的なポイントに絞る
支援の手立て	達成するために出来るサポートは何か 兄にあった支援の方法や環境など具体的な手立てで現在している事、やろうとしている事
支援の手立ての結果	今まで取り組んできたことで上手くいったことや いかなかったこと、昨年の取り組みがあれば記入 ・~はできないが~するとできる
知的発達 スクラニング結果	(検査時の様子) 落ち着きや質問の聞き取りの様子や回答内容など
保護者等の受け止め	家族関係、兄に対する父母の対応など、配慮しておきたいこと 同居の有無にかかわらず祖父母関係など兄を取り巻く環境も記入 個人相談などで個別にどのような内容を伝えていくか相談や療育を勧めた場合、勧めた場合はその旨を記入 兄に対して父母が気にしている点、上記の園から伝えた内容の受け止めは、相談や療育を勧めた場合はどのように考えているか

担任(園)	個別で気になること、集団で気になることなど 今回の巡回相談で相談したいこと
巡回相談	巡回相談後に発達支援センターまたは保健師で記入する ・現在の生活における優先順位はなにか? ・目標設定はケースの発達課題や特性に合っているか? ※記入内容は各機関共有し支援の方向を同じにしている

※年度末には従来のシートAに転記し下部部分の数字(年齢)に向けてを記入して次年度に送る

作成担当: 氏名を明記すること

作成日: 令和 年 月 日

## (参考) 保護者への案内文書の例

保護者の皆様へ

### 特別支援教育コーディネーターにご相談ください!

特別な支援が必要なお子さんへの支援について、園では担任だけでなく特別支援教育コーディネーターも共に、保護者の方や関係機関と一緒に支えていきたいと考えています。

今年度の担当者とお学期の相談日が決定しましたのでお知らせします。よろしければご活用ください!

#### 内容

☆子育ての悩みについて・・・  
☆子どもの発達について・・・  
☆園での支援について・・・  
☆小学校への就学について・・・ 等

特別支援教育  
コーディネーターの  
顔写真

#### 担当者

☆今年の担当者は〇〇先生です。

#### 相談日

☆1学期の相談日は 4月〇日 時～ 時  
5月〇日 時～ 時  
6月〇日 時～ 時  
7月〇日 時～ 時 です。

※相談日以外でもご相談にのります(先約がある場合等を除く)。  
※ご希望の方は担任又は担当者にお声かけください!



### コラム⑤ こんな周知の工夫が!

ある園では、特別支援教育コーディネーターの役割等について保護者へ周知するために、このようなチラシを作成し、学期ごとに保護者へ配付をしています。保護者によっては相談したいタイミングが様々であるため、年度初めの1回のみ配付するよりも、学期ごとに分けて複数回配付をすることで、より多くの保護者から相談を受け、日頃の支援につなげることができ、効果的だったと聞いています。

このような取組を通して、保護者が担任以外にも相談できる相手がいることを知ること、気軽に安心して相談することが可能となり、日頃から保護者の悩みや不安に寄り添うことができる相談支援体制の構築につながっていると考えます。





## 就学に関する 保護者向けの資料

来年度、就学予定のお子様がいる保護者のみなさまへ

### 特別支援教育 就学ガイド

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じる多様な学びの場についてご説明します。



小学校・中学校・高等学校等



特別支援学校

ぜひ、お読みください!



岡山県教育委員会



## 就学に関する 先生向けの資料

### 就学前の特別支援教育で 大切なこと

先生編



平成31(2019)年3月  
岡山県教育庁特別支援教育課



## 幼児教育に関する オンライン研修サイト

### 岡山県幼児教育センター 研修動画サイト 開設しました!

県教育委員会では、幼稚園教育要領等に基づいた教育・保育の充実を目指し、Web上で視聴可能な「岡山県幼児教育センター研修動画サイト」を開設しました。効率良く研修できるように、各研修動画は約10分を目安に作成しています。1人での視聴はもちろん、園内研修等で複数での視聴にも御活用ください。



動画はYouTubeでの視聴です。字幕を表示することも可能です。

動画は随時更新し、保育に役立つ情報も提供していきます。



## 園内支援体制整備を 行う際の資料

### 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン

～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～

平成29年3月 文部科学省



## 資料に関するお問い合わせ先

岡山県教育庁特別支援教育課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL (086) 226-7912 (直通) FAX (086) 224-0612  
<https://pref.okayama.jp/soshiki/147/>  
※この資料は、県教育庁特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。